

別記様式第15号－1(第29第4項関係)

令和4年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)都道府県等成果及び評価報告書(令和5年8月作成)
都道府県等名:愛媛県

目的	目標	目標値及び実績			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メニュー)	備考
		目標値	実績	達成度	事業実施主体	目標	達成度		
I 農畜水産物の安全性の向上	農薬の適正使用等の総合的な推進	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合 4.1%	0.9%	103%	愛媛県	4.1%	103%	1,680,000	
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度 100.3	100.6	100%	愛媛県	100.3	100%	4,481,000	
	養殖衛生管理体制の整備	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合 69.3%	85.3%	123%	愛媛県	69.3%	123%	1,044,000	
	病害虫の防除の推進	従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等の普及取組数 5回	5回	100%	愛媛県	5回	100%	1,639,000	
	重要病害虫の特別防除(一般型)	対象病害虫の調査の総回数 28回	204回	728%	愛媛県	28回	728%	37,000	
総計・総合達成度				総合達成度 105 総合評価 A				8,881,000	

国による評価の概要

総合達成度は105%であり、総合評価「A」は妥当と判断する。なお、事業は適切に実施されたと評価する。

別記様式第 14 号－ 4 （第 29 第 1 項関係）

目標 農薬の適正使用等の総合的な推進					
事業実施期間 令和 4 年度			都道府県等名 愛媛県		
事業の実施方法					
消費・安全対策交付金実施要領（以下「実施要領」という。）別添 1 の事業メニューの実施に当たってのガイドライン第 1 の 1 の（2）のア、イ及びウに沿って実施					
1 農薬の安全使用の推進					
（1）農薬の危害防止					
農薬の適正使用を徹底し、農薬の使用に伴う危害の防止を図るため、農薬使用者等を対象とした講習会の開催や広報手段を活用した啓発活動等を実施。					
また、周知が行き届きにくい系統外直売所に対し、農薬適正使用啓発リーフレットの配布を実施。					
2 農薬の適切な管理及び販売の推進					
農薬の適切な管理及び販売の推進を図るため、農薬販売者を対象とした講習会の開催、農薬管理指導士の認定、農薬販売者への立入検査を実施。					
また、前年度の立入検査等の際に違反等が確認された販売店や農協等については、講習会や農薬管理指導士の認定研修を通じて、農薬の適正管理や適正使用等に積極的に取り組むよう指導。					
3 農薬残留確認調査等の実施					
（1）農薬の飛散・残留状況の調査及び飛散防止技術の効果確認調査					
県産農産物の安全性確保及び農薬の飛散・残留による危害の未然防止を図るため、農薬残留調査を実施し、飛散防止技術の効果を確認。					
農薬の残留状況等の調査は、愛媛県農薬適正使用推進協議会（行政及び生産者団体等で構成）で決定された年次計画に基づき生産現場（出荷前段階）より試料をサンプリング、農薬の使用記録や飛散防止対策等の内容を確認し、県農林水産研究所にて残留農薬分析を実施。					
4 現状値及び目標値の設定（実施要領別表 1 に基づき設定）					
（1）現状値（令和 2 年度：延べ数）					
販売状況 26 / 264 = 9.8%					
使用状況 0 / 363 = 0%					
<u>(販売違反率 9.8% + 使用違反率 0%) / 2 = 4.9%</u>					
（2）目標値（令和 4 年度）					
販売状況 25 / 300 = 8.3%					
使用状況 0 / 360 = 0%					
<u>(販売違反率 8.3% + 使用違反率 0%) / 2 = 4.1%</u>					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
農薬の不適切な販売及び使用の発生割合	4.9%	4.1%	0.9%	103%	A

事業内容及び実績額				
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)
(1) 農薬の安全使用の推進	・農薬適正使用講習会 3回 ・農薬適正使用啓発リーフレット等作成 190枚	12,000	6,000	50
(2) 農薬の適切な管理及び販売の推進	・農薬適切管理等講習会 (農薬適正使用講習会) 3回 ・農薬管理指導士研修会 1回 ・農薬販売者への立入検査 218件	104,610	52,305	50
(3) 農薬残留確認調査等の実施	・農薬の飛散・残留状況及び飛散防止対策・技術の効果確認調査 319回 ・農薬使用者への立入検査 2件	3,243,390	1,621,695	50
計		3,360,000	1,680,000	50
事業の成果				
<p>1 農薬の安全使用の推進</p> <p>(1) 農薬の危害防止</p> <p>1) 農薬適正使用講習会の開催</p> <p>ア 開催日、場所、人数 令和4年7月20日 東予、書面開催 令和4年7月20日 中予、書面開催 令和4年7月19日 南予、書面開催、計186名</p> <p>イ 参集者：市町、農業協同組合、農業共済組合、農薬販売者、農薬管理指導士、ゴルフ場等農薬使用者、農業者等</p> <p>ウ 内容：農薬の販売・使用に関する関係法令（以下「関係法令」という。）の周知、農薬による危害防止及び保管管理等正しい知識の一層の普及を図ることを目的として、作成した資料（200部）等により啓発と周知を行った。</p> <p>なお、開催を予定していた講習会は新型コロナウイルス感染者の急拡大により急遽中止したため、参加予定者で希望する者（186名）に講習会で使用する資料を送付し、農薬適正使用の理解に努めた。</p> <p>2) 啓発活動の実施</p> <p>ア 広報手段：関係機関への周知、ポスター配布等</p> <p>イ 内容：農薬適正使用啓発ポスターを配布（190枚）するとともに掲示を依頼</p>				

した。

また、農薬適正使用啓発リーフレットを県ホームページに掲載し、系統外直売所等に対する周知を図った。

2 農薬の適切な管理及び販売の推進

1) 農薬適切管理等講習会

1の(1)の1)と同じ

2) 農薬管理指導士認定研修会及び更新研修会(1回)、認定状況

ア 開催日、場所：令和5年1月27日、愛媛県農林水産研究所(松山市)

イ 参加人数等：74名(新規認定希望者、更新者を含む)

※うち2名はやむを得ず欠席のため書面開催による更新

ウ 作成資料：80部

エ 内容：農薬の適正使用、適切な管理・販売を推進するため、農薬販売者・使用者等を対象として研修会を実施し、十分な知見を習得した者を認定した。

オ 令和5年4月1日現在の有効認定者総数：204名

3) 農薬販売者への立入検査

ア 農薬販売届出数：794販売所(257事業者)

イ 立入検査実施数：218販売所(93事業者)

ウ 検査内容：農薬取締法第17、18、20(及び施行規則第16条第2項)、21条に基づく届出、帳簿、取扱農薬に関する項目

エ 農薬取締法の規定違反を確認した販売所数及び違反件数

4販売所(4事業者)、内訳は以下記載

(ア)届出に関する違反：3販売所(新規1件、変更1件、廃止1件)

(イ)帳簿の不備：1販売所(普通物の譲受・譲渡数量の未記載等不備1件)

オ 改善状況：上記エの違反については、販売所の責任者に対し、説諭した結果、改善の意思を示すとともに、届出に関する違反については、必要な届出が提出(3販売所)された。

また、帳簿の不備については、後日、改善状況を確認(1販売所)した。

カ その他：無登録農薬の販売、販売制限や禁止が定められた農薬について、販売者が規定を守らず販売した事例は確認されなかった。

3 農薬残留確認調査等の実施

(1) 農薬の飛散・残留状況の調査及び飛散防止技術の効果確認調査

1) 農薬残留調査の実施

ア 残留農薬調査点数：319点

イ 品目数(穀類・野菜・果樹)、農薬成分数：79品目、294成分

ウ 農薬の使用記録等の内容確認数：319点

エ 分析結果：食品衛生法で定める食品中の残留農薬基準値を超えるサンプルはなかった。

オ 2点で農薬の使用記録に記載のない農薬成分が検出されたため、生産者(農薬使用者)に対して原因究明調査等を実施(下記3の(1)の2)に記載)した。

2) 農薬使用者への立入検査

ア 立入検査実施数：2件

- イ 検査内容：飛散防止技術の効果の検証、適用外農薬検出の原因調査
 ウ 検査結果等：農薬取締法違反は確認されず、検出された農薬は、不明（1件）、飛散（1件）による検出と推定された。

作物名	検出農薬	飛散元
チンゲンサイ	エトフェンプロックス	不明（原因特定できず）
かき	クロルピリホス	飛散

- エ 使用者に対する措置状況：検査結果のうち、農薬の飛散が要因と考えられることから、飛散防止対策について指導した。
 オ 効果の確認：飛散防止技術の効果、対策の現状及び検証結果は、農薬管理指導士研修会等で周知しており、近年は残留基準値を超える検出はなくなった。

4 目標値に対する実績及び達成度（実施要領別表1に基づき算出）

（1）不適切な販売及び使用の違反率

	違反確認数	立入検査実施数	違反率
ア 販売状況	4販売所	218販売所	1.8%
イ 使用状況	0使用者	319使用者	0%

（2）実績（農薬の不適切な販売及び使用の発生割合）

$$(\text{販売違反率 } 1.8\% + \text{使用違反率 } 0\%) \div 2 = 0.9\%$$

（3）目標値に対する達成度（小数点以下第1位は切り捨て）

$$(1 - \text{実績値}) \div (1 - \text{目標値}) \div \text{達成度}$$

$$(1 - 0.009) \div (1 - 0.041) \div 1.033 \quad \underline{(103\%)}$$

5 成果

- （1）農薬適正使用講習会等を開催し、関係法令の周知等を実施した結果、農薬販売者、農薬使用者、営農指導員等における農薬の適正使用に関する知識向上を図ることができた。

また、農薬に関する専門的な知識を持つ農薬管理指導士を新たに13名認定した。

- （2）農薬販売者に対して、農薬取締法に基づく立入検査を行うことで、関係法令の遵守状況を確認することができ、届出・帳簿の不備等の改善指導、法令遵守するよう意識啓発できた。

- （3）飛散防止対策の状況や残留農薬分析調査を実施することで、農薬の残留状況の実態を確認することができ、また、適用外農薬が検出された際には、現地調査を実施し、原因究明及び可能な対策を指導するとともに、当該事例を現場の生産者や組織に返すことにより、農薬の適正使用の重要性の再確認、農薬使用基準を遵守することや農薬の飛散防止等に配慮するよう注意喚起ができた。

都道府県等による評価の概要

コロナ禍で、講習会や立入検査の実施が困難な状況にあったが、農薬適正使用講習会は、書面開催として実施した。農薬の販売者に対する立入検査では、届出や帳簿の不備について、説諭を行い、改善を指導した結果、法令遵守意識が向上した。

加えて、農薬使用者における農薬の不適正使用や残留農薬分析に係る基準値超過などは確認されず、これらは啓発活動や注意喚起の成果である。

今年度の違反率は目標値を上回り（違反率減）、達成度による評価は「A」である。

違反率低減のため、継続して、農薬の適正使用等への取組を推進する。

第三者の主なコメント

愛媛大学 農学部 教授 小西 和彦

農薬適正使用講習会を3回実施して啓蒙活動を行い、また、農薬販売者に対する立ち入り調査を厳格に行ったと判断できる。農薬管理指導士研修会、農薬残留調査も適切に実施されている。使用記録に記載のない農薬成分の検出及び農薬販売者の違反が確認されたものの適切に対応され、事業は適切に実施されたと判断できる。農薬の安全使用の推進のため、今後も取り組みを継続する必要がある。

国による評価の概要

目標値は達成されており、研修会等の開催、啓発活動の実施、立入検査及び農薬残留調査に関する事業は適切に実施されたと評価する。

目標	家畜衛生の推進	
事業実施期間	令和 4 年度	都道府県等名 愛媛県
<p>【事業の実施方法】</p> <p>日本国内で B S E が発生して以降、安全な畜産物を安心して消費してもらえる体制づくりが重要となっている状況において、愛媛県では、畜産物の安全性を確保し、安全安心な畜産物の供給に寄与する必要がある。さらに、検査結果の信頼性の向上を図り、早期対応に重点を置いた防疫体制の構築が重要となっている状況において、危機管理体制の整備が必要であることから、「家畜衛生の推進」の目標値を達成するために、以下の取組を行った。</p> <p>(1) 監視体制の整備・強化 精度管理の適正な実施、サーベイランスの円滑化（B S E 検査・清浄化の推進、家畜衛生関連情報の整備）</p> <p>(3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 まん延防止の円滑化、家畜の生産性を低下させる疾病の低減</p> <p>(4) 畜産物の安全性向上 動物用医薬品の適正使用と危機管理</p> <p>〈目標値の考え方〉</p> <p>検査件数は、家畜伝染病予防法第 5 条及び第 51 条における検査（精密検査のみ）を実施した件数。伝染性疾病発生件数は、監視伝染病及び家畜衛生関連情報整備事業で収集した疾病数から算出する。</p> <p>また、平成 29 年から令和 3 年の発生件数から算出した疾病減少率は 1.015 であり、疾病発生低減目標を対前年減少率 5% として、令和 3 年発生件数が 120 件であることから、令和 4 年度の発生件数は $120 \times 1.015 \times 0.95 = 115.71 \approx 116$ とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状 <ul style="list-style-type: none"> ・過去 3 年間（R01～03 年度） 平均伝染性疾病発生件数 115 件 ・過去 3 年間（R01～03 年度） 平均検査件数 24,756 件 ・実施後 <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度 伝染性疾病発生件数 116 件 ・令和 4 年度 検査件数 24,900 件 ・目標値 <ul style="list-style-type: none"> A：家畜の伝染性疾病の検出率の減少率： $(115/24,756 - 116/24,900) \div (115/24,756) \approx -0.003 = a$ B：A における対象疾病の検査件数の増加率： $(24,900 - 24,756) \div 24,756 \approx 0.006 = b$ 実績値：$100 \times (1 + a) \times (1 + b) \approx 100.3$ 		

目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
家畜衛生に係る取組の充実度	100	100.3	100.6	100%	A
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)	
監視体制の整備・強化	精度管理の適正な実施 サーベイランスの円滑化	8,610,860	4,043,000	46	
家畜の伝染性疾病のまん延防止	家畜の生産性を低下させる疾病の低減	836,417	402,000	48	
畜産物の安全性の向上	動物用医薬品の適正使用と危機管理	73,964	36,000	48	
計		9,521,241	4,481,000		

<地区推進事業>					
【事業の成果】					
1 事業実施内容					
(1) 監視体制の整備・強化					
イ 精度管理の適正な実施					
家畜伝染病の迅速・的確な病性鑑定を実施するため、検査結果の信頼性の向上を図るための検査機器の校正を実施した結果、機器性能が安定し、検査精度が向上した。 (校正件数1件、リアルタイムPCRキャリブレーション)					
また、一般社団法人生物科学安全研究所へ外部精度管理の委託を行い、鳥インフルエンザ(RT-PCR、リアルタイムPCR、ELISA)、豚熱(ELISA、中和試験)、ヨーネ病(リアルタイムPCR)の6項目について、検査を実施し、精度管理の向上を図ることができた。					
ウ サーベイランスの円滑化					
a BSE検査・清浄化の推進					
生前にBSEを否定できない歩行困難、起立不能又は神経症状の臨床症状を呈して死亡した48ヶ月齢以上の牛及び96ヶ月齢以上の死亡牛の全頭、その他検査が必要と認める牛についてBSE検査					

を実施した結果、現在の対策が有効であることを確認できた。

(検証した死亡牛頭数 109 頭 ※96 ヶ月齢以上 39 頭、48 ヶ月齢以上 70 頭)

- (a) 採材・検査資材の購入等 (防疫服、マスク、ゴム手袋、消毒薬等)
- (b) 採材補助員の雇用 (雇用者 3 名 : 6,990 円/日)
- (c) 廃棄物処理 (焼却灰 3 件、医療廃棄物 4 件、焼却用重油 24,800L)

b 家畜衛生関連情報の整備

衛生情報を定期的に収集し、家畜伝染病の発生を未然に防止するための防疫体制の整備を図るため、衛生管理指導を徹底した。

(a) 情報の収集

- ・ 収集件数 36 回 (各家保 3 か所 1 回/月)
- ・ 提供件数 249 回 (共通 11 回、牛 6 回、豚 49 回、鶏 181 回、その他 2 回)
- ・ 愛媛県業績発表会集録 (R3 年度分) R3 年度分を R4 年に開催したため、印刷・配布 (97 部)

(3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止

イ 家畜の伝染性疾病のまん延防止

(1) 防疫演習開催 (第 46 回海外悪性伝染病防疫演習 (高病原性鳥インフルエンザ) 開催により、関係機関と国内の家畜伝染病の感染状況や知見を共有し、地域の連絡体制を確認することで、地域内における防疫体制を確立することができた。

- ①リジュール松山 (R4 年 10 月 26 日 (水) 出席者 107 名)
- ②東予地方局 (R4 年 11 月 2 日 (水) 出席者 75 名)
- ③中予地方局 (R4 年 11 月 15 日 (火) 出席者 93 名)
- ④南予地方局 (R4 年 11 月 17 日 (木) 出席者 133 名)

ウ 家畜の生産性を低下させる疾病の低減 (生産性向上対策)

集団飼育の進展や家畜畜産物交流の増加に伴い、畜産経営の大きな阻害要因となっている慢性疾病 (牛伝染性リンパ腫、伝染性気管支炎、PRRS、下痢症等) の実態調査等を行い、その結果を分析し、衛生指導を行った。

(b) 調査及び指導等の実施

- ・ 件数 10 件 (乳用牛 1 件、肉用牛 3 件、豚 2 件、採卵鶏 3 件、肉用鶏 1 件)

(4) 畜産物の安全性向上

イ 動物用医薬品の適正使用と危機管理

抗生物質の適正使用を確保するため、健康家畜の糞便から分離した細菌について、動物用医薬品使用により起こる薬剤耐性菌の発現状況に関する検査を行い、県内に分布する細菌の薬剤耐性状況を把握した。また、研修会に参加し、検査技術の向上を図った。

(d) 薬剤耐性菌の発現状況検査

- ・ 黄色ブドウ球菌 2 検体 (検査検体数 12)
- ・ サルモネラ 0 検体

(e) 令和 4 年度動物用医薬品危機管理対策研修会

開催時期 : 動画等配布により開催 (令和 4 年 6 月 10 日)

開催目的 : 薬剤感受性試験の技術向上

参集範囲 : 事業参加都道府県の細菌検査担当者

2 成果

・現状

- ・過去3年間（令和元～3年度） 平均伝染性疾病発生件数 115件
- ・過去3年間（令和元～3年度） 平均検査件数 24,756件

・実施後

- ・令和4年度 伝染性疾病発生件数 106件
- ・令和4年度 検査件数 23,866件

・実績値

A：家畜の伝染性疾病の検出率の減少率：

$$(115/24,756 - 106/23,866) \div (115/24,756) = 0.0438 = a \ 0.044$$

B：Aにおける対象疾病の検査件数の増加率：

$$(23,866 - 24,756) \div 24,756 = -0.03595 = b \ -0.036$$

$$\text{実績値} : 100 \times (1 + a) \times (1 + b) \doteq 100.6$$

・達成度

$$\text{達成値} : 100.6 \div 100.3 \times 100 \doteq 100\%$$

【都道府県等による評価の概要】

アジア諸国における口蹄疫やアフリカ豚熱の発生状況、国内における豚熱や鳥インフルエンザの発生状況等、家畜衛生に関する情報を迅速・的確に畜産農家及び関係機関に対して提供することで、関係者の家畜防疫に対する意識が高まった。

また、家畜伝染病の発生防止のため、衛生指導、慢性疾病等の実態調査・分析・指導等の取り組みを強化し、検査機関における検査機器の校正及び体制の整備を実施したことで、伝染性疾病に対する的確な対応や検査が可能となり、農家の家畜伝染病に対する防疫意識の向上及び防疫体制の充実強化が図られた。

BSE 検査については、48ヶ月齢以上の歩行困難、起立不能又は神経症状を示した死亡牛と96ヶ月齢以上の死亡牛の全頭検査の実施を継続することで、防疫対策の有効性を確認することができた。以上の取り組みを実施した結果、本年度の目標値については達成することができた。

また、R3年度に発生があった鳥インフルエンザ発生時の防疫対応の課題を基に、鳥インフルエンザの他、口蹄疫や豚熱に対応可能な愛媛県の防疫対応マニュアルの見直しを行い、PTチームによる改訂を実施し、防疫演習を開催した。県の体制整備を行い、R4年度は全国的に発生数が最多だった中で、豚熱、鳥インフルエンザの発生数はともに0件で、発生を防止することができた。

今後は、発生防止対策として、農場における衛生対策の向上に対する取り組みを強化し、体制を整備することで、家畜衛生の推進を図りたい。

<p>第三者の主なコメント</p> <p>(愛媛県獣医師会 会長 戒能 豪)</p> <p>家畜伝染病の迅速かつ的確な診断が行えるよう、検査機器の精度管理を実施している点を、高く評価する。</p> <p>また、畜産経営の阻害要因となる慢性疾病の実態調査に基づき、適切な衛生指導をすることにより、農家の衛生意識向上が格段に向上してきていることは、間違いない。</p> <p>さらに、R3年度に経験した高病原性鳥インフルの防疫措置を顧みて、県の防疫対応マニュアルを改訂するとともに、その後に実施した防疫演習では、地域ぐるみの防疫体制を構築するなど、R4年度の発生防止にも繋がっている。</p>	<p>国による評価の概要</p> <p>家畜伝染病の発生を未然に防止するための防疫体制の整備や防疫演習を開催する等、目標値は達成されており、事業は適切に実施されたと評価する。</p> <p>伝染性疾病発生件数を減少させるため、継続的に発生する慢性疾病については、その要因及び効果的な対策を十分検討の上、引き続き、監視体制の整備、伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に取り組まれることを期待する。</p>
--	--

別記様式第14号-4 (第29第1項関係)

目標	養殖衛生管理体制の整備																				
事業実施期間	令和4年度		都道府県等名 愛媛県																		
事業の実施方法	<p>愛媛県では瀬戸内海や宇和海を利用した養殖、並びに内水面ではアユの稚苗放流による資源増殖や淡水魚の養殖が盛んに行われている。このような中、養殖水産物に関しては医薬品や飼料の使用状況、養殖漁場環境に大きな関心が寄せられ、安全な養殖魚を生産することが課題となっている。</p> <p>養殖水産物の安全性を確保し、健全で安全な養殖魚の生産に寄与するため、以下の事業を実施した。</p> <p>(1)総合推進会議の開催等 魚病情報の交換や有効な防除対策、防疫措置及び衛生管理技術等を検討するため、全国会議及び地域合同検討会議等に参加した。また、全国の疾病の動向、課題を共有するとともに県内の防疫推進のため、愛媛県養殖衛生対策会議を開催した。</p> <p>(2)養殖衛生管理指導 養殖衛生に関する全国会議に参加した。また、水産用医薬品の適正指導、ワクチン使用の指導等を実施した。</p> <p>(3)養殖場の調査・監視 養殖現場で使用される水産用医薬品使用記録および在庫の確認のため、養殖資機材の使用状況調査を実施するほか、出荷前の養殖ブリ、マダイ及びヒラメの水産用医薬品の残留検査や薬剤耐性菌の実態調査を行った。</p> <p>(5)疾病の発生予防・まん延防止 海面、内水面養殖における保菌検査、魚病診断、防除方法及び治療法等の指導を実施した。また、アユやヒラメなど、国内において感染拡大が特に懸念される疾病を有する魚介類について、疾病の発生状況の調査を実施した。</p> <p>(目標値) 養殖衛生管理指導を行う経営体数 (250) ／県内養殖等経営体総数 (361) × 100 = 69.3%</p> <p>〔目標値の根拠〕</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 経営体数</td> <td>361 (372)</td> </tr> <tr> <td>① 給餌養殖経営体数</td> <td>349 (360)</td> </tr> <tr> <td>② アユ冷水病防疫対策等を行っている内水面漁業協同組合数</td> <td>12 (12)</td> </tr> <tr> <td>・ 水産用医薬品適正使用指導等会議の開催数</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>・ 養殖衛生指導等を行う経営体数 (実経営体数)</td> <td>250 (250)</td> </tr> <tr> <td> ① うち指導会議によるもの</td> <td>12 (12)</td> </tr> <tr> <td> ② うち巡回指導によるもの</td> <td>12 (12)</td> </tr> <tr> <td> ③ その他によるもの</td> <td>226 (226)</td> </tr> </table> <p>※かっこ書きは、R3年度の数値 (目標値の考え方) 令和4年度は、県内養殖等経営体総数 361 経営体のうち、2年間で経営体への指導が一巡するよう、計画的に実施予定の 250 経営体に指導を行うことを目標とした。</p>					・ 経営体数	361 (372)	① 給餌養殖経営体数	349 (360)	② アユ冷水病防疫対策等を行っている内水面漁業協同組合数	12 (12)	・ 水産用医薬品適正使用指導等会議の開催数	1 (1)	・ 養殖衛生指導等を行う経営体数 (実経営体数)	250 (250)	① うち指導会議によるもの	12 (12)	② うち巡回指導によるもの	12 (12)	③ その他によるもの	226 (226)
・ 経営体数	361 (372)																				
① 給餌養殖経営体数	349 (360)																				
② アユ冷水病防疫対策等を行っている内水面漁業協同組合数	12 (12)																				
・ 水産用医薬品適正使用指導等会議の開催数	1 (1)																				
・ 養殖衛生指導等を行う経営体数 (実経営体数)	250 (250)																				
① うち指導会議によるもの	12 (12)																				
② うち巡回指導によるもの	12 (12)																				
③ その他によるもの	226 (226)																				

目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合	67.2%	69.3%	85.3%	123%	A
事業内容及び実績額 事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)	
(1) 総合推進会議の開催等	全国会議への出席他	265,116	130,000	49	
(2) 養殖衛生管理指導	医薬品適正使用指導他	174,880	87,000	49	
(3) 養殖場の調査・監視	医薬品残留検査他	154,300	77,000	49	
(5) 疾病の発生予防・まん延防止	疾病監視・発生対策他	1,501,538	750,000	49	
計		2,095,834	1,044,000		

事業の成果

(事業実施内容)

(1) 総合推進会議の開催等

全国会議及び地域合同検討会議に参加したことにより、全国での疾病の発生動向や課題等を把握できた。また、得られた情報については、愛媛県養殖衛生対策会議を開催することにより、養殖業者等と情報共有を図り、県内の防疫推進に資することができた。

(2) 養殖衛生管理指導

養殖衛生管理に関する全国会議に参加したことにより、全国の取り組み等把握できた。

県内地域協議会等を通じて、医薬品やワクチンの適正使用、適正な養殖管理の指導を行うことにより、養殖経営体へ意識啓発、啓蒙を通じて健全な水産物の生産に努めることができた。

(3) 養殖場の調査・監視

養殖資機材の使用状況調査、出荷前の養殖ブリ、マダイ及びヒラメの医薬品残留検査により安全な水産物を流通させることができ、養殖魚から分離された病原菌の薬剤感受性調査により、医薬品耐性菌の発生動向を把握することができた。

(5) 疾病の発生予防・まん延防止

養殖魚の疾病検査・診断を行い、養殖業者に適切な予防法・治療法を指導した結果、疾病のまん延防止、発生予防措置を行うことができた。また、疾病の発生状況の調査を実施した結果、まん延防止のための情報を把握することができた。

(実績)

養殖衛生管理指導を行った経営体数 (308)

／県内養殖等経営体総数 (361) × 100 = 85.3%

(実績の根拠)

ア	養殖衛生管理指導を行なった養殖等経営体数の割合	85.3%
イ	養殖等経営体総数	361
	・うち給餌養殖経営体数	349
	・うちアユ冷水病防疫対策等を行なっている内水面漁業協同組合数	12
ウ	水産医薬品適正使用指導等会議の開催回数	1
エ	養殖衛生管理指導を受けた経営体数 (実経営体数)	308
	・うち指導会議によるもの	16
	・うち巡回指導によるもの	9
	・その他によるもの	283

(達成度) 実績値／目標値 × 100 = 85.3 / 69.3 × 100 = 123%

評価は達成度 80%以上であることから A に該当

都道府県等による評価の概要

養殖魚やアユの疾病検査等により疾病のまん延防止を図るとともに、検査時の指導や会議を通じた医薬品・ワクチンの適正使用指導により、80%を超える達成度であったことから、概ね良好であったと判断する。

第三者の主なコメント

愛媛大学沿岸環境科学研究センター
准教授 北村 真一

養殖経営体総数の 85.3% (目標値 69.3%) に対して、感染症の蔓延防止に関する指導が行われており、達成度は 123% であることから、養殖衛生管理は適切に行われていると判断出来る。

国による評価の概要

目標値は達成されており、養殖経営体に対する養殖衛生管理指導及び疾病の発生予防・まん延防止対策が適切に行われていることから、事業は適切に実施されたと評価する。

目標 病害虫の防除の推進

事業実施期間 令和4年度 都道府県等名 愛媛県

事業の実施方法

薬剤抵抗性が発達した難防除病害虫による経済的損失を回避するため、薬剤感受性の回復や防除効果の有効性等の検証を行い、効果的な防除体系を確立する必要がある。

当県では、かんきつ、いちごにおける難防除病害虫について、以下の試験を行った。

(かんきつ (中晩柑類))

かんきつ「貯蔵病害」は、収穫果実を腐敗させる複数の病害をまとめた総称であり、生産から流通までの様々な段階で発生する。流通段階で発生すると、消費者の抱く産地イメージが低下する懸念がある。収穫後の果実には農薬を使用できないため、発病果除去や貯蔵条件最適化等の耕種的対策が取られているのが現状である。

そこで、薬剤の効果評価、耐性菌の発現調査、収穫果実への食品添加物処理効果、輸送時の資材検討を組み合わせることにより、貯蔵病害発生リスクを低減するための試験を実施した。

目標値＝従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等の普及取組数 1回

(かんきつ (愛媛果試第28号))

県のオリジナル品種である愛媛果試第28号(紅まどんな)は、栽培面積の増加に伴い、アザミウマ類による外観品質を損なう被害が多く報告され、施設栽培での大きな品質低下要因となっている。現在の主要加害種はミカンキイロアザミウマと考えられ、今まで有効であった薬剤の効果が大きく低下している地域も見られる。本種は、ハウスマカンの着色初期の果実を加害する侵入害虫として知られている。しかし、「紅まどんな」では、着色期の果実被害以外に、一部の園では新葉の被害や幼果での被害も観察され、ハウスマカンとは異なる被害様相が確認されている。本研究課題では、「紅まどんな」におけるミカンキイロアザミウマの季節的発生消長や被害状況を明らかにし、発生生態を解明した。また、「紅まどんな」の高品質果実生産に資する効果的な防除技術を開発するため、有効薬剤を探索するための薬剤感受性検定や天敵製剤等の利用試験を実施した。

目標値＝従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等の普及取組数 3回

(いちご)

現在、愛媛県内のいちご栽培において、生産を阻害する二大病害虫となっている炭疽病・ハダニ類は、育苗中に感染・寄生し、本圃に持ち込まれることで顕著な減収被害をもたらしている。病害虫発生予察情報(注意報)により防除指導を行っているものの、生産現場では化学的防除に頼るあまり薬剤抵抗性の発達を許し、有効薬剤が限定され、多発傾向が続くことから、有効な防除対策の確立が求められている。

一方、育苗床では、雑草管理が軽視される場合が見受けられ、雑草が両病害虫の感染・寄生源の一つとして疑われている。そこで、炭疽病の伝染源となる草種を特定するなど、伝染環の解析により新たな感染防止対策を確立するとともに、ハダニ類では、ハーブ類による忌避効果や土着天敵を涵養する植物の積極的な植栽によって寄生防止策を講じるなど、物理・生物・化学的防除対策を組み合わせた「抜本的防除対策」の確立を図った。

目標値＝従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等の普及取組数 1回

目標値は、新たに確立した技術の普及を目的とした周知回数 計5回とした。

目標値

項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等の普及取組数	0回	5回	5回	100%	A

事業内容及び実績額

事業内容	規格・規模等	所要額実績(円)	左の交付金相当額(円)	交付率(%)
(1) 防除が困難な作物の防除体系の確立	かんきつ (中晩柑類) 10a	674,910	337,000	49
(イ) 薬剤抵抗性病害虫・雑草により防除が困難となっている作物に対する防除体系の確立	かんきつ (愛媛果試第28号) 5a	752,884	354,000	
	いちご 10a	1,897,583	948,000	
	合計 25a	3,325,377	1,639,000	

事業の成果

詳細は別紙のとおり。

なお、目標値の達成状況は以下のとおり。

かんきつ（中晩柑類）

目標値：1回、実績値：1回、達成度：100%

かんきつ（愛媛果試第28号）

目標値：3回、実績値：3回、達成度：100%

いちご

目標値：1回、実績値：1回、達成度：100%

実績値合計5回（達成度100%）

都道府県等による評価の概要

従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系を確立するため、3種類の作物において特に問題となる病害虫の発生生態や化学合成農薬に替わる新たな資材の有効性の実証に取り組んだ。また、講習会等を通じて事業の成果や防除技術の普及を図った。目標値の達成度は100%と良好であった。

第三者の主なコメント

（愛媛大学 農学部 教授 小西和彦）

カンキツとイチゴの難防除病害虫の防除体系確立のため、発生生態の解明、薬剤抵抗性の検定、天敵の利用に関する試験が行われている。効果が判然としていないものもあるが、今後も同様の取り組みを進める必要がある。

国による評価の概要

目標値は達成されており、防除が困難な作物の防除体系の確立に関する事業は適切に実施されたと評価する。

別記様式第 14 号－ 4 （第 29 第 1 項関係）

目標 重要病害虫の特別防除等					
事業実施期間 令和 4 年度			都道府県等名 愛媛県		
事業の実施方法					
<p>トマトキバガはトマト、ジャガイモ、ナス等のナス科作物に被害を与える害虫であり、植物防疫法に基づく検疫有害動植物に指定される重要病害虫である。</p> <p>令和 3 年度には九州地方において国内初発生が確認されるなど、本県への侵入リスクが高まっているため、県内の主要なトマト産地等において侵入警戒調査を実施した。</p> <p>県内のトマト産地等において、栽培期間中に誘殺トラップによる調査を実施した。 目標値は、調査地点数に調査月数を乗じた調査総回数であり、28 回とした。</p> <p>【調査回数】 4 か所×7 か月(5 月～11 月) =28 回</p>					
目標値					
項 目	現 状	目 標 値	実 績	達 成 度	評 価
対象病害虫の調査の総回数	—	28 回	204 回	728%	A
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)	
(1) 重要病害虫侵入警戒調査等の実施	調査総回数 204 回	37,000	37,000	100	

事業の成果

ア 対象病害虫名
トマトキバガ

イ 取り組んだ調査の実施地点、実施時期、調査方法

トマト生産ほ場（ミニトマト含む）を対象として、調査地点が概ね5地点/月（4～6地点/月）となるようにほ場を変更しながら誘殺トラップによる調査を実施した。

・トラップ設置市町：松山市、伊予市、松前町、久万高原町、大洲市、今治市

・トラップ延べ設置数：松山市2、伊予市2、松前町3、久万高原町2、大洲市2、今治市1

実施時期は、令和4年4月～令和5年3月とし、1地点当たり3～4回/月の調査を実施した結果、調査総回数は計画を上回る計204回となった。

4月28日に松前町で1頭が捕獲され、本県初確認となった。その後、7月8日に松前町で1頭、7月19日に大洲市で1頭、8月9日に大洲市で1頭、8月29日に久万高原町で1頭、令和5年3月14日に伊予市で4頭が捕獲された。本虫はトラップでのみ捕獲され、農作物への寄生・被害は確認されなかった。

ウ 取り組んだ防除対策の実施地域、実施時期、防除方法

該当なし。被害発生時には、植物防疫法第29条1項に基づく措置として、特殊報で公表した農薬で防除を指導することとしている。

都道府県等による評価の概要

計画以上の回数の調査によって、トマトキバガの侵入を早期に確認した。また、迅速な病害虫発生予察特殊報の発表により、生産者等に対し注意喚起を行うことができた。農作物への被害がなかったことは、これらの成果によるものである。

第三者の主なコメント

（愛媛大学 農学部 教授 小西和彦）

ナス科作物の重要害虫であるトマトキバガの侵入警戒調査が適切に実施され、愛媛県への侵入が確認された。迅速に生産者等に対して注意喚起が行われた結果、農作物への被害は確認されていないが、今後の被害状況への注視が必要である。

国による評価の概要

重要病害虫の侵入を早期に発見する調査が適切に実施されたことにより、調査の対象病害虫であるトマトキバガを早期に発見できたと評価する。
農作物への寄生・被害状況の調査も実施されており、本虫の捕獲を受けての対応も適切に実施されたと評価する。

別記様式第15号-1(第29第4項関係)(特別交付型)

令和4年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)都道府県等成果及び評価報告書(令和5年8月作成)

都道府県等名:愛媛県

目的	目標	目標値及び実績			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メニュー)	備考
		目標値	実績	達成度	事業実施主体	目標	達成度		
Ⅱ 伝染性疾 病・病害 虫の発生 予防・ま ん延防止	家畜衛生の推進 (特別交付型)	豚熱・アフリカ豚熱のまん延防 止	豚熱・アフリカ 豚熱のまん延 防止	達成	愛媛県	豚熱・アフリカ 豚熱のまん延 防止	達成	1,777,000	
		高病原性鳥インフルエンザの まん延防止	高病原性鳥イ ンフルエンザ のまん延防止	達成	愛媛県	高病原性鳥イ ンフルエンザ のまん延防止	達成	2,205,000	
総計・総合達成度				総合達成度 達成 総合評価 適正				3,982,000	

国による評価の概要

総合達成度は「達成」であり、総合評価「適正」は妥当と判断する。なお、事業は適切に実施されたと評価する。

目標	家畜衛生の推進		
事業実施期間	令和 4 年度	都道府県等名	愛媛県
【事業の実施方法】			
<p>国内における豚熱発生が継続し、近隣アジア諸国ではアフリカ豚熱が断続的に発生しているため、豚熱・アフリカ豚熱の本県への侵入リスクは依然として高いことから、野生イノシシや人流を介した感染地域の拡大や家畜養豚へのまん延が危惧されており、本県においても、以下のとおり、野生イノシシの検査体制強化を図る必要がある。</p> <p>また、高病原性鳥インフルエンザの発生が国内において継続的に認められ、香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る防疫措置（消毒ポイント設置）を迅速かつ的確に実施するための体制を整備し、県内養鶏場への本病のまん延防止を図る必要がある。</p>			
<p>① 令和 4 年度は中国四国地域で感染確認地域が拡大しつつあり、四国地域では本県以外で野生イノシシの豚熱感染が確認され、本県における豚熱・アフリカ豚熱の浸潤状況把握や検査件数増大への対応するため、現在の検査体制では、豚と野生イノシシの病性鑑定が混在し、同一検査機器で検査業務を行うことになるため、野生イノシシの検査材料が豚の検査材料を汚染するリスクが高い状況にあることから、野生イノシシの病性鑑定を適切に実施するためにも「病性鑑定における交差汚染防止対策」に取り組む必要がある。</p>			
<p>② 豚熱・アフリカ豚熱の本県への侵入リスクは依然として高く、渡航者等による本県への CSF 等の家畜伝染病の侵入を防止するため、県内空港（松山空港；松山市）において靴底消毒を実施し、水際対策を強化する必要がある。</p>			
<p>③ 香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る防疫措置（消毒ポイント設置）を迅速かつ的確に実施するための体制を整備することで、県内養鶏農場への本病のまん延を防止する必要がある。</p>			
<p>このため、「家畜衛生の推進」の目標値を達成するために、以下の取組を行った。</p>			
<p>(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防 地域における発生予防の体制整備</p>			
<p>(3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 疾病発生時の体制整備 消毒ポイントの防疫措置等（家畜防疫員以外の旅費、公用車の高速利用料）</p>			
<p>(5) 野生動物の対策強化 リスクが高い地域における野生動物対策</p>			
<p>(6) 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備 豚熱・アフリカ豚熱の遺伝子検査機器等の整備</p>			
〈目標値の考え方〉			
<p>豚熱及びアフリカ豚熱のまん延防止 現状 豚熱及びアフリカ豚熱の発生件数 0 件 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止 現状 高病原性鳥インフルエンザの発生件数 0 件</p>			

目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
家畜の伝染性 疾病のまん延 防止	豚熱及びアフリカ豚熱のまん延防止	豚熱及びアフリカ豚熱のまん延防止 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止	豚熱及びアフリカ豚熱のまん延防止 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止	達成	適正

事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相 当額 (円)	交付率 (%)	
(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防	地域における発生予防の体制整備	1,001,000	500,500	50	
(3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止	疾病発生時の体制整備 (消毒ポイントの防疫措置等 (家畜防疫員以外の旅費、公用車の高速利用料)	204,532	98,000	47	
(5) 野生動物の対策強化	リスクが高い地域における野生動物対策	2,477,261	2,341,000	94	
	・検査促進費	2,205,000	2,205,000	100	
	・検査資材費	272,261	136,000	49	
(6) 家畜衛生対策の推進に係る 関連機器の整備	家畜衛生関連機器の整備	2,085,600	1,042,500	49	
計		5,768,393	3,982,000		

<地区推進事業>					

【事業の成果】

1 事業実施内容

(3) 家畜衛生対策による生産性向上の推進

ア 家畜の伝染性疾病に対する防疫体制の確立

a 発生予防の体制整備

松山空港においては靴底消毒を実施し、本県における水際策を強化することで、渡航者等による本県へのCSFの家畜伝染病の侵入を防止することができた。

1 監視体制の整備・強化

(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防

地域における発生予防体制整備

委託契約：靴底消毒請負業務委託

委託先：株式会社 和光ビルサービス

委託内容：松山空港に設置している靴底消毒マット等の維持・管理
(消毒マットへの消毒薬の散布 2回/日) 年契約

購入提供資材：消毒薬、消毒液散布用機材、消毒用マット、足ふき用マット

(3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止

- ・疾病発生時の体制整備（消毒ポイントの防疫措置等）
- ・家畜防疫員以外の旅費・公用車の高速利用料
- ・四国中央市での消毒ポイント設置に係る旅費（家畜防疫員以外）

香川県における高病原性鳥インフルエンザ発生（国内3例目）に伴い、搬出制限区域の一部に本県の養鶏場が含まれたことから、家畜伝染病防疫対策本部を設置し、県内1か所の消毒ポイントを設置し、畜産関係車両の消毒を実施し、本病のまん延防止に努めた。

消毒ポイント設置期間：R4年11月23日～12月11日

稼働状況（車両消毒台数）：延べ57台

動員数：県職員53名、四国中央市職員12名、団体職員（JA職員）12名

(5) 野生動物の対策強化

リスクが高い地域における野生動物対策として、国から野生イノシシ群における豚熱・アフリカ豚熱浸潤状況確認検査の要請があり、捕獲野生イノシシの検査を行うため、イノシシの捕獲及び血液採材を一般社団法人愛媛県猟友会に委託し、本県への豚熱・アフリカ豚熱の監視体制を強化することができた。

委託契約：令和4年度捕獲イノシシ検査請負業務

委託先：一般社団法人 愛媛県猟友会

実施期間：R4年4月1日～R5年3月27日

実施頭数：350頭（内、離島35頭分）

(6) 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備

C S F検査対策及び家畜防疫の強化を図るため、本県の家畜疾病の検査及び診断の拠点である家畜病性鑑定所に、C S F等に係る検査機器を整備することで、豚及び野生イノシシの検査体制を区分し、交差汚染を防止することが可能となった。

【家畜病性鑑定所】

ビーズ式細胞破碎装置 一式

高速冷却遠心機 一式

2 成果

豚熱及びアフリカ豚熱のまん延防止

- ・実施後：豚熱及びアフリカ豚熱の発生件数 0件

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止

- ・実施後：高病原性鳥インフルエンザの発生件数 0件
- 達成度：達成

【都道府県等による評価の概要】

CSF・ASFについては、国内外の人流を介した感染地域の拡大や家畜養豚へのまん延を防止するため、水際対策の強化として松山空港における靴底消毒を実施することで、県内への侵入を防止する効果があった。また、病性鑑定における養豚及び野生イノシシの交差汚染を防止するため、野生イノシシ専用の検査機器を整備することで、病性鑑定を適切に実施することが可能となった。

HPAIについては、香川県における高病原性鳥インフルエンザ発生（国内3例目）に伴い、搬出制限区域の一部に県内の養鶏場が含まれたことから、本県では家畜伝染病防疫対策本部を設置し、消毒ポイント（県内に1か所設置）で畜産関係車両の消毒を徹底したことで、県内へのまん延を防止する効果があった。

以上の取組を実施した結果、本県においては、現在に至るまで養豚及び野生イノシシのCSF・ASFの発生がなく、また、令和4年度は全国的に発生数が最多となったHPAIの発生もなく、家畜の伝染性疾患のまん延防止の目標を達成することができた。

今後も、農場における発生防止対策（飼養衛生管理基準の遵守、農場バイオセキュリティの強化等）に取り組むとともに、県内の水際対策の継続や養豚及び野生イノシシの適切かつ迅速な検査が実施できるよう、まん延防止の体制づくりを進めたい。

【専門家の意見（愛媛県獣医師会 会長 戒能 豪）】

ASFや鳥インフル等、甚大な被害をもたらす悪性伝染病の侵入リスクが高まる中、県内発生を防止出来ている点が多いに評価するが、以下の事項について一層の対応強化を望む。

- ① 新型コロナの行動規制緩和による入国者の急増に鑑み、松山空港での水際対策を強化徹底することが望まれる。
- ② 野生イノシシが豚熱を広範囲に広げていることから、野生イノシシの監視体制を強化徹底することが望まれる。
- ③ HPAIウイルスの国内常在化も懸念される中、常在するカラス等の野鳥対策を強化し、関係者の高い防疫意識を維持することが望まれる。

第三者の主なコメント

（愛媛県獣医師会 会長 戒能 豪）

CSF・ASFやHPAI等の発生防止に向け有効と考えられる対策が、多角的かつ的確に実施されている。

なお、現在の状況が今後も維持できるよう、更なる防疫対策の向上に努めて頂きたい。

国による評価の概要

目標は達成されており、特定家畜伝染病に係る事業は適切に実施されたと評価する。

隣県で発生したHPAIに対する対応は、事前の体制整備がなされ、本病のまん延を防止できたことは評価できる。

野生いのしし群におけるCSF及びASF浸潤状況確認のためのサーベイランス強化については、県内で体制の整備が行われ、安定的に確認することができる頭数を確保できたことは評価できる。

今後も、空港の水際対策や飼養衛生管理基準に基づく継続的な衛生指導の実施により、県内全体の衛生レベルの底上げや維持に取り組まれることを期待する。